

第3回南阿蘇村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年9月11日（月）午後3時～
2. 開催場所 南阿蘇村役場 （2階大会議室）
3. 出席委員 19名
欠席委員 0名
4. 議事日程
 - 報告 1号 農地中間管理機構に係る農用地利用配分計画について
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画及び承認について
 - 様式第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画及び承認について（農地転用）
5. 事務局職員
 - 事務局長 江藤 誠喜
 - 係長 後藤 行志
 - 主査 長野 リエ

6. 会議の概要

発言者	内 容
事務局長	挨拶（総会成立宣言）
会長 議長	挨拶 只今から第3回南阿蘇村農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員に6番 安達 英二委員、7番 後藤 操委員を指名します。 それでは報告第1号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画について事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局	別添議案書を基に朗読 以上、1件ご報告いたします。
会長	報告が終わりましたので、報告第1号は以上で終了します。 続きまして議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。 事務局をお願いします。
事務局	別添議案書を基に朗読 今回の案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われ、許可要件のす

べてを満たしていると考えます。以上2件、ご審議方よろしくお願ひします。

議長 事務局の朗読が終わりましたので、これより地元委員の説明をお願いします。

9番 番号1につきまして、9番が説明いたします。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。この案件は先月の総会で農家住宅を申請されまして、その残地でございます。2筆ありますけれども、農家住宅は千㎡まででございます、残地が ■■■㎡ということで以前から話はできておりましたが、正式に所有権移転売買ということで申請があがっております。どうぞ宜しくお願ひいたします。

1番 2番につきまして、会長の案件ですので代わりまして1番が説明いたします。譲渡人と譲受人は、親子関係であります。親子関係での所有権移転贈与となっております。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願いします。

(異議なし)

議長 異議なしということで採決に移ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 賛成多数、議案第1号は、原案どおり可決いたします。

議長 続きまして議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について審議します。事務局お願いします。

事務局 別添議案書を基に朗読
今回案件の農地区分は、書類審査、並びに現地確認を行った結果、処理基準は第二の1の(1)の力の適用です。以上、ご審議方よろしくお願ひします。

ありがとうございます。地元委員の説明をお願いします。

議長

19番 議案第2号番号1について、19番が説明いたします。申請人ならびに申請土地の状況につきましては議案書記載のとおりであり、■■■■より■■■■へ約■■■■mの位置にあり墓地・山林に隣接しております。申請地は平成24年7月の九州北部豪雨により土石流が発生した場所で国に収容された残地であり、申請人の父親が土石が流入したままでの農地としての利用は難しいと思われ、そのまま整地をして植林、ならびに申請地北側の■■■■として利用されておりましたが、父親が亡くなり相続等の手続きで地目が農地であることに気付かれた申請人が、今回始末書添付による申請ではありますが、現地確認をおこなった結果、■■■■より半径■■■■mに位置し、第3種農地でありますので問題は無いものと思われまますのでご審議方宜しくお願ひいたします。

<p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>採決に移ります。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、意義がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成で議案第2号は原案どおり可決します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>9番</p> <p>13番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>続きまして議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について審議します。事務局をお願いします。</p> <p>別添議案書を基に朗読 今回案件の農地区分は、書類審査、並びに現地確認を行った結果、全て第二種農地で処理基準は第二の1の(1)の力の適用です。以上2件、ご審議方よろしくお願ひします。</p> <p>では地元委員の説明をお願いします。</p> <p>1番につきまして、9番がご説明申し上げます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。現在、住宅が建設されておりました、以前が■■■■■■■■■■くらいで住宅にしては少ないという感じはしておりましたけれども実際住宅を建てておられまして、駐車場関係が足りないという事で今回の申請が上がっております。場所は、■■■■■■■■■■から■■■■■■■■■■に向かいますところの中間点くらいでございます。転用、所有権移転有償でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。</p> <p>議案第3号2番について13番が説明いたします。譲渡人、譲受人並びに申請地は議案書記載のとおりであります。■■■■■■■■■■より東に■■■■■■■■■■m■■■■■■■■■■沿いの位置にあり、このたび譲渡人、譲受人は親子関係で合意がなされ、農家住宅を建設されることになりました。給排水等も調整され合意を得ております。なんら問題は無いものと思われまますのでご審議よろしくお願ひします。</p> <p>地元委員の説明が終わりましたのでご審議方お願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>採決に移ります。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、意義がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成で議案第3号は原案どおり可決します。</p>

議長	続きまして議案第4号、経営基盤強化促進法の許可申請について審議します。事務局をお願いします。
事務局	別添議案書を基に朗読 今回の案件は、耕作面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上3件、ご審議方よろしくお願い致します。
議長	地元委員の説明をお願いします。
18番	議案第4号番号1について18番が説明いたします。譲渡人、譲受人ならびに申請土地の状況は議案書記載のとおりです。譲渡人は高齢で■■■■する■■■■も勤めのため農地の管理ができないという理由により耕作してくれる方を探していたところ、申請地に隣接する土地所有者の譲受人との間で賃借権10年の合意がなされての申請となっております。ご審議方よろしく申し上げます。
17番	議案第4号2番について17番が説明いたします。譲渡人、譲受人ならびに申請地は議案書記載のとおりです。譲渡人が高齢なので10年間の小作契約を申請されています。ご審議方よろしくお願ひいたします。
事務局	番号3番につきまして、事務局よりご説明申し上げます。譲渡人、譲受人、申請土地の状況は記載のとおりです。こちらは農地中間管理事業（特例事業）により売買となっております。場所につきましては■■■■の■■■■より■■■■に■■■■程行った農地となっております。ご審議の程よろしくお願ひいたします。
11番	特例事業とはどのようなものですか。
事務局	農地の特例事業とは、農地が農振農用地にある農地で農地中間管理事業を通して売買すると税の控除800万円を受けられます。ただしその買取価格に関しましては安い金額ではなく近傍農地をした農地の土地の価格での取引となっております。 中間管理機構を通しますとお互いに税の控除が受けられるんですけども、受けた側は必ず認定農業者もしくはそれに担う方でなければ取引ができませんので、そのあたりは注意が必要なところですよ。以上です。
議長	いいですか？
11番	わかりました。
9番	よろしいですか。特例事業ですが、前は10年ぐらいしていたと思いますが今は何年ですか。
事務局	基本的には単年でお支払いになっております。
9番	3年ですか？

事務局	<p>単年1年です。一括払いと分割払いの両方が選択できますけれども、分割の場合も3年くらいです。</p>
9番	<p>前は長かったですでしょう。</p>
事務局	<p>はい。もうそれは農地中間管理事業で土地を持っておくということが、基本的にできなくなって、早く売りたいというのが国からの指導でありまして、実際一括で売買してくださいというようになっています。ただ条件が3年になるとちょっと厳しくなったりします。</p>
11番	<p>基本的には一括払いということですか。</p>
9番	<p>厳しくなりましたね。わかりました。</p>
議長	<p>他に何かありませんか。それでは地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議長	<p>では採決に移ります。議案第4号、経営基盤強化促進法の許可申請について、意義がない方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。議案第4号は原案どおり可決します。</p> <p>続きまして議案第5号、経営基盤強化促進法の許可申請について審議します。事務局をお願いします。</p>
事務局	<p>別添議案書を基に朗読。 以上1件、ご審議方よろしくお願い致します。 引き続き、説明申し上げます。譲渡人、譲受人、申請土地の状況は記載のとおりです。今回、経営基盤強化促進法の転用ということで、譲渡人より譲受人に売買すると同時に土地の転用、農業用施設用地として転用することとなっております。場所につきましては先程ご説明申し上げたとおり、 より にちょうど 行ったところとなっております。給水につきましては山よりの給水、排水につきましては無しで畜舎におがくず等を敷いてそれを堆舎に持って行くという形での排水の方法となっております。以上1件ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしということで採決にうつります。議案第5号、経営基盤強化促進法の許可申請について、意義がない方は挙手をお願いします。</p>

(全員挙手)

議長

ありがとうございます。議案第5号は原案どおり可決します。
以上で議案の審議は終了いたしました。その他で委員の皆様から何かございませんか。
なければ事務局からお願いします。

事務局

次回総会の日程をお願いします。

会長

次回の農業委員会の開催日程を10月10日休み明けの火曜日になっておりますがよろしいですか。
それでは次回総会は10月10日10時でおこないます。
何か事務局からありますか。

事務局

少し先の事になりますが、11月1日に阿蘇郡市農業委員の研修会が高森町で開催される予定になっております。時間は午後1時半から4時までです。また通知が届き次第、お手元に送付させていただきます。こちら会場の都合で農業委員さんだけの研修ということで案内がっておりますのでお願いします。

事務局長

私の方から一点、全国農業新聞の購読のお願いでございます。全国農業新聞は農業者の公的代表機関である全国農業会議所が発行しております週刊の農業総合専門誌ということで、農地をはじめ先進的な農業経営や栽培等の事例紹介等もっております。また全国の農業委員や農地利用最適化推進委員の事業推進につきましても事例報告等が載っているということで、今後の委員さん方の事業推進の情報源として役立つということで県の農業会議の方からまだ購読されていない農業委員さん等に購読のお願いをしてほしいということでありますのでよろしくお願いいいたします。毎週金曜日発行ということで、月4回郵送され、送料税込みの月額700円となっております。ご検討方よろしくお願いいいたします。申込書は後ほど配布いたしますのでよろしくお願いいいたします。

事務局

事務局からもう一点ご連絡します。農業委員会の活動記録簿を前回大きい用紙でお渡ししておりましたが、お手元に配布しておりますとお記入例を添付しておりますので、できればこのような内容で記入をしていただければと思います。活動記録の期間は本日総会開催日から次月の総会開催日の前日までを記入していただいで、提出していただければと思います。

会長

他に何もありませんでしょうか。それでは、以上をもちまして第3回農業委員会総会を閉会いたします。

7 番 後 藤 操